

GOOD LIVING HEADLINE

ビジネス
ユーザーの皆様へ

11
2021

商品のトレンドや新しい制度などお役に立つ情報を、日頃お引き立ていただいているビジネスユーザーの皆様へ発信します。

2022年4月
施行

改正個人情報保護法とは？

2020年6月に成立・公布された改正個人情報保護法が2022年4月1日に施行を迎えます。2015年からは3年ごとの見直しが行われている個人情報保護法。今回の改正では、個人の権利意識の高まりや個人情報のグローバル利用の増加などを背景に、個人の権利のあり方や事業者の守るべき責務のあり方が大きく見直されました。改正のポイントと、企業に求められる対応についてご紹介します。



個人情報保護法 改正ポイント

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| 1. 短期保存データの保有個人データ化 | 2. 不適正な利用の禁止 |
| 3. 本人による請求権の拡充 | 4. 事業者の義務・公表等の追加 |
| 5. ペナルティの強化 | 6. 新たな情報類型の創出
(仮名加工情報、個人関連情報) |

Check!

建設関連企業が知っておきたいポイント



1. 短期保存データの保有個人データ化

現行法では、6か月以内に削除される個人データは保有個人データに含まれませんが、改正法では1日でも保有していれば、保有個人データに含まれます。これは、情報化社会においては短期保存データであってもインターネットなどで瞬時に拡散し、個人の権利や利益が侵害される可能性があるためです。

顧客データはもちろん、見込客データについても
保有個人データとして扱うようになり、
開示等の対応を行う必要があります。

2. 不適正な利用の禁止

現行法では、個人情報の適正な取得が義務付けられているだけで、不適正な利用についての規制は特にありませんでした。これに対し改正法では、違法または不当な行為を助長する等の不適正な方法で個人情報を利用してはならないと明確化されました。

通常の個人情報取扱いであれば問題ありませんが、
名簿リストの出所や提供先、
使用方法を確認しておく必要があります。

建設関連企業が知っておきたいポイントの続きを裏面で紹介します。裏面へ

建設関連企業が知っておきたいポイント(表面から続く)

3. 本人による請求権の拡充

現行法では、保有個人データの開示は書面交付、第三者提供記録は本人による開示請求の対象外でした。改正法では電磁的記録を含め本人が指示できるとし、第三者提供記録も開示請求の対象となります。

個人データを第三者へ提供、または受領する際に提供情報を記録しているかどうか見直しを行いましょう。

4. 事業者の義務・公表等の追加

改正法では、個人の権利利益の侵害の恐れが大きい個人情報の漏えい等については、個人情報保護委員会への報告と本人への通知が義務化されます。また、事業者の住所・代表者名、安全管理措置の内容等が、公表等事項に追加されます。

自社のプライバシーポリシーの見直しをし、個人情報漏えいが発生した際の対応方法について把握する必要があります。

出典：個人情報保護委員会 令和2年改正個人情報保護法について

2022年4月の改正個人情報保護法施行に備え、データ管理の見直しや対策をしておきましょう。



わたしらしく、
こちよく。

ハウステック施工事例
コンテスト

いよいよ締切間近!

応募条件

- ・ハウステックの水回り製品を採用いただいた新築もしくはリフォームの施工事例
- ・応募者が設計もしくは施工した施工事例
(設計もしくは施工のいずれか一方の場合は、応募に際して他方の同意のあるものに限る)

募集期間

・2021年9月1日(水)～11月30日(火)

募集部門

- ・新築部門
- ・リフォーム部門

応募に際しての注意事項(一部抜粋)

- ・応募いただいた作品は、ハウステックの発行するカタログ、ポスター、チラシ、広告その他の制作物およびホームページ、Instagram等のインターネット媒体等への掲載を同意するものとします。
- ・応募者は、本件に関する建築主の許諾および第三者の権利(著作権、肖像権等を含む)を侵害していないことを保証するものとします。
- ・ハウステックは、コンテンツ掲載に際して、応募者に建築主の許諾を確認することがあります。

【個人情報の取り扱いについて】 個人情報保護ポリシー <http://www.housetec.co.jp>
ご提供いただく個人情報はハウステックの個人情報保護ポリシーに基づいて適切に扱い、目的外の利用は致しません。



賞品 受賞者にはQUOカード5,000円分を進呈いたします。

審査基準

- ・建築主の「わたしらしさ」「こちよさ」の実現度
- ・デザインおよびアイデア

応募方法

- ・ハウステックのホームページより、応募用紙をダウンロードいただき、必要事項を入力の上、施工事例画像とともに応募ください。
- ・1戸につき、1回ご応募ください。(画像は1つでも複数でも可)
- ・複数戸のご応募も可能です。

詳しくは当社ホームページをご覧ください。

編集後記

インターネットをはじめとする情報のデジタル化、グローバル化が加速する中で、個人情報の取扱いに関するルールもどんどん変わっていきます。現行の個人情報保護法では規制がなかったものや努力義務だったものが規制・義務化されていますので、企業として信頼を失わないためにも入念な準備・対策が必要です。改正法の施行まで、約5か月。不安に思う点などは、早めに専門家や弁護士等に相談することをおすすめします。

